

技術提案について

1. 技術仕様等に関する留意事項

提案する通信回線等は，原則として入札日時点で製品化（サービス提供）されていること。ただし，入札時点で製品化（サービス提供）されていない通信回線等により応札する場合には，技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書，納入期限までに間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等，納入期限までに製品化（サービス提供）されることを保証する資料及び確約書等を提出すること。なお，これらの成否は技術審査による。

2. 提案に関する留意事項

- ① 提案書は本仕様書に記載された要求要件の各項目に対応させて記述すること。
- ② 提案に関しては，単に「できます」，「有します」等の提案では技術審査に支障をきたす為，提案が本仕様書の要求要件をどのように満たすか，あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かり易く，資料を添付するなどして説明すること。その際付箋を貼付する，マーキングする等，当該要求要件を満たすことを説明する個所を，具体的かつ分かり易く示すこと。
- ③ 提案に際し，ホームページもしくはそれに掲載された PDF ファイル等を印刷出力したものをもって提案書の一部とする場合，印刷日時及び印刷したページもしくは PDF ファイル等の URL を，印刷物の余白に記載すること。
- ④ 記述内容が不明確である場合は，有効な提案書とみなされないので留意すること。特に，技術審査するにあたって，提案根拠が不明確である，説明が不十分であるなどして，技術審査に支障があると技術審査委員会が判断した場合は，要求要件を満たしていないものとみなす。
- ⑤ 提案書には提出資料に対する照会先を明記すること。
- ⑥ 提出された内容等について，問い合わせやヒアリングを行うことがあるので対応すること。
- ⑦ 提案書は日本語で作成すること。
- ⑧ 提案するにあたって，事前に現場調査を行うことが可能である。なお，現場調査を行いたい場合は，必ず当機構担当者に連絡し承認を得てから，当機構担当者立会いの上で行うこと。

3. 提案書の記載事項

- ① 仕様書「7. 調達物品に備えるべき技術的要求要件」の各項目に沿った技術仕様書
- ② 提案する回線のネットワーク構成図